

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO.4 2020年 2月 7日 発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

台風19号に伴う計画運休について業務委員会開催

台風19号の計画運休に伴う

不手際を一部認める！

労働外の通告をしたとして

賃金の支払い拒否！

10月12日の台風19号に伴う計画運休の前段で、組合より各職場において対応を統一するよう口頭で申し入れたにもかかわらず、各運輸区職場の勤務の対応に差異が生じ職場が混乱しました。12月13日会社より組合窓口の説明がありましたが納得できるものではなかったため、地本は、「申第4号 台風19号に伴う計画運休について」を申し入れ、本日開催の業務委員会にて会社の不手際を追及し賃金の支払いを求めてきました。

以下、申し入れ内容と主な議論です。

1. 社員が職場で待機しているにもかかわらず、管理者から「ノーペイ」であると言われた理由を明らかにすること。また「ノーペイ」の解釈を明らかにすること。

回答：「ノーペイ」という用語は使用していないと認識しているが、仮に使用していた場合、乗務列車が無く指揮命令下でない労働外時間について伝達する意図だと推測する事が出来る。

2. 「何が何でも出てこい」と出勤を強要した理由を明らかにすること。

回答：安全最優先の考えに基づき、気を付けて出勤するよう指示している。結果的に出勤できなかった社員については、障害休暇を付与するなど適切に対処している。したがってそのような強要した事実はない。

組合：出てこなければ、出勤遅延になると言う管理者がいたが、それは強要と社員は捉えることにならないのか。

会社：個々の事象については、細かいところまでは把握していない。

3. 各職場で、管理者の対応が異なった理由を明らかにすること。

回答：非現業から勤務上の注意点は周知していたが十分でない点があり、また、一部箇所については業務が輻輳する中で対応が至らない点があったものである。

組合：至らなかった点とは何か。

会社：浜松運輸区に限り、12日の明けの作業が無いにもかかわらず、勤務終了時間まで開放しなかった事。

組合：浜松運輸区だけか。

会社：そうだ。

組合：非現業からの業務上の注意点を周知できなかったのは、浜松運輸区の管理者の責任ではないのか。

会社：管理者の就業規則の中にその様な項目はない。

4. 待機した社員については。全て勤務とすること。

回答：管理者が労外を指示した時間については、業務実態もないことから労働時間とする考えはない。尚、乗務する可能性を考慮し待機を指示した時間は労働時間である。

組合：泊り業務を前泊で出勤し点呼以降は労働外時間とされるのは、まじめに出勤した社員にとって、あまりに不条理ではないか。点呼以降も拘束されていたのだから労働時間とすべきだ。

会社：業務実態が無いから労働時間とする考えはない。

組合：今後の対応はどう生かしていくのか。

会社：今回の不手際を考慮して、ガイドラインを作成する。
2月末までには作成し通達する。

組合：社員には、ガイドラインについての説明はあるのか。

会社：社員には明らかにする予定はない。

以 上